

議案第19号

岩倉市水道料金等審議会条例の一部改正について

岩倉市水道料金等審議会条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月27日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市水道料金等審議会条例の一部を改正する条例

岩倉市水道料金等審議会条例（令和5年岩倉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（所掌事項）

第3条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 水道料金等の適正化についての調査及び審議に関すること。
- (2) その他水道料金等の適正化に関し、市長が必要と認める事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。